

令和3年11月8日

お客様 各位

シンジェンタジャパン株式会社  
アグリビジネス事業本部

## 表示変更ラベルのご案内

ジャンダルム® MX 1 キロ粒剤 (第 24196 号)

田植同時散布機で施用する場合の注意事項追加

拝啓

平素より弊社製品についてご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社、販売中の水稲用除草剤「ジャンダルム® MX 1 キロ粒剤 (第 24196 号)」は、下記の通り、令和3年11月8日に注意事項追加となりましたので、お知らせいたします。つきましては、本剤を田植同時散布機で施用する際は、流通各位、使用者の皆様におかれましては、注意事項をご確認いただき、適切にご使用いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

(注意事項追加)

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」13)に次の記載を追加し、現行13)以降の番号を順次繰り下げております。

13) 本剤を田植同時散布機で施用する場合は次の注意事項を守ること。

- ① 以下の状態で本剤を施用すると、効果不足や薬害のおそれがあるので、田植同時散布機で施用しないこと。
  - 1) 代かきが不十分で田面が均平でない状態
  - 2) 田面が露出するような湛水状態、または田面水が多い湛水状態
  - 3) 本剤を施用後に、速やかに入水ができないような場合
  - 4) 根が露出するような浅植えの状態
  - 5) 苗の植穴の土の戻りが悪い水田
- ② 田面水が通常の湛水状態(水深5cm程度)に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意し、施用後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- ③ 本剤を施用した後の補植は、薬害のおそれがあり、また処理層破壊により効果不足となるおそれがあるので、しないこと。

(変更理由)

使用方法として「田植同時散布機で施用」という登録を取得しておりますが、田植同時散布機で施用を行う際の水田の管理が難しく、最適な効果が発揮できていない事例が多く報告されているため。

(お問い合わせ先)

シンジェンタジャパン (株) アグリビジネス事業本部 電話：03-6221-3801

®はシンジェンタ社の登録商標